

事業継続計画（B C P）

感染症対策編

令和5年12月1日

社会福祉法人 水梅会

特別養護老人ホーム 紫水苑

第Ⅰ章 総則

1. 目的

自然災害や新型コロナウィルス等感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こっているが、その様々な事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものである。

2. 基本方針

本計画は、日本国内において新型コロナウィルス感染症をはじめとした感染症の大流行が懸念される場合に備え、本法人各施設における実施すべき事前対策、感染防止対応並びに業務の継続・縮小・休止に関する行動基準・実施事項を定めるものであり、基本方針は以下のとおりである。

本計画における新型コロナウィルス感染症をはじめとした感染症に係る呼称は、以下「新型インフルエンザ等感染症」と称する。

① 利用者の安全確保

利用者は一般人に比べ相対的に体力が弱いことに留意して感染防止に努める。

② サービスの継続

利用者の健康・身体・生命を守る機能ができる限り維持する。

③ 職員の安全確保

業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

3. 主管部門

本計画は法人本部が統括し、各拠点が一丸となって対応する。

第Ⅱ章 平時からの備え

1. 平時における対応

新型インフルエンザ等感染症がまだ発生していない状況であり、対応は計画のメンテナンス及び周知と、緊急事態宣言等の緊急時対応を見据えた事前準備が中心とする。

(1) 対応主管部門

法人本部が統括し、各拠点が一丸となって対応する。

(2) 対応事項

項目	対応事項
体制構築・整備	以下に関する検討・見直し実施を行う。 ① 緊急時の役割分担・代行者の検討 ② 全体統括 ③ 情報収集 ④ 利用者家族等への情報提供 ⑤ 感染予防対応に関する業務の統括 ⑥ 業務継続対応に関する業務の統括等
感染対策に向けた取組の実施	以下に関する検討・見直しを検討する。 ① 利用者家族等との連絡方法の整理 ② 職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育 ③ 来所者向け検温ルールの整備 ④ 職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備
防護具、消毒液等備蓄品の確保	以下に関する検討・見直しを検討する。 ① 保管先 ② 在庫量の確認 ③ 備蓄
研修・訓練の実施	以下に関する検討・見直しを検討する。 ① 研修内容・実施時期 ② 訓練の想定される状況 ③ 担当委員
BCP の検証・見直し	最新の動向や訓練等で洗い出された課題を BCP に反映。

第Ⅲ章 初動対応

1. 感染疑い者が発生した際の初動対応

項目	対応事項
施設内で 感染（疑）	情報収集・報告 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設内で感染（疑）者が出ていた場合は速やかに管理者・上長へ報告。 ② 上長（不在の場合は発見者）は状況に応じ、保健所へ連絡。 ③ 施設内・法人内で情報共有の実施。 ④ 家族への連絡を行う。
	発症（疑）者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ① マスクの装着。 自分で装着できない場合、マスク・ゴーグル・手袋等をした者が感染（疑）者に装着させる。（装着可能な場合） ② マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、空間的隔離を実施（あらかじめ、隔離場所を設定しておく） ③ 利用者が感染（疑）者である場合は、可能な限り担当者をその他利用者と分ける。 ④ 隔離した居室の換気を行う。（1～2時間ごとに5～10分） ⑤ 職員は使い捨て手袋、マスクを着用。必要に応じてフェイスガード、ガウンを着用する。 ⑥ ケアの開始及び終了時に手洗い及び消毒を行う。 ⑦ 体温計等の器具は可能な限り、感染（疑）者専用とする。 ⑧ 医療機関の受診・検体採取。 ⑨ 体調不良者の確認。
	消毒・清掃等の実施 <ul style="list-style-type: none"> マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、感染（疑）者が接触した箇所を中心に消毒を行う。
施設外で 感染（疑）	情報収集・報告 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員及び家族 <ul style="list-style-type: none"> (a) 速やかに上長に報告。 (b) 状況に応じて自治体・保健所等へ報告。 ② 利用者家族 <ul style="list-style-type: none"> (a) 感染者の来所が発症時のいつだったか等の情報を収集。
	消毒・清掃等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、感染者が来苑時に接触した場所を特定し消毒。
陽性の 場合	陽性者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ① 来苑禁止。また、入院した場合は退院後2週間の来苑禁止。 ② 陽性者の行動を確認し、濃厚接触者を確認。 ③ 濃厚接触者は2週間の来苑禁止。
	情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ① 状況に応じて、感染者発生情報を関係者、関係機関に伝達。 ② 必要に応じて、HP・玄関等に情報を掲示。

第IV章 感染拡大防止体制の確立

1. 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役 割	担当者	代行者
全体統括	施設長	事務長
関係者への情報共有	介護支援専門員	生活相談員
感染拡大防止対策に関する統括	看護主任	看護職員
業務内容検討に関する統括	介護主任	介護副主任

2. 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
保健所との連携	<ul style="list-style-type: none">① 濃厚接触者の特定の協力② 感染対策指示に従い、施設内の感染対策を実施③ 事業の休止に関して
濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none">① 健康管理の徹底② 個室対応③ 担当職員の選定④ 生活空間・動線の区分け（事前に設定を行う）⑤ ケア実施内容・実施方法の確認
職員の確保	<ul style="list-style-type: none">① 施設内での勤務調整、法人内での人員確保② 自治体・関係団体への依頼③ 帰宅困難者への滞在先の確保
防護具、消毒液等の確保	<ul style="list-style-type: none">① 在庫量・必要量の確認② 調達先・調達方法の確認
情報共有	<ul style="list-style-type: none">① 施設内・法人内での情報共有② 入所者・家族との情報共有③ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有④ 関係業者等との情報共有
業務内容の調整	<ul style="list-style-type: none">① 提供サービスの検討（継続、変更、縮小、中止）
過重労働・メンタルヘルス対応	<ul style="list-style-type: none">① 労務管理② 長時間労働対応③ コミュニケーション④ 相談窓口
情報発信	<ul style="list-style-type: none">① 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

参考資料

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症について」 :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省

「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○令和2年4月7日付事務連絡（同年10月15日付一部改正）

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○令和2年6月30日付事務連絡

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

○令和2年7月31日付事務連絡

（別添）高齢者施設における施設内感染対策のための 自主点検実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○令和2年9月30日付事務連絡

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について（その2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○令和2年10月1日付事務連絡

介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

その他

本計画は令和5年12月1日より施行する